

## ■第3期障害児福祉計画の内容

障害児福祉計画は、障害児通所支援等の提供体制の確保と円滑な実施、地域療育支援体制の整備に関する事項を定めます。

### 成果目標

#### ① 障害児支援の提供体制の整備等

2020年（令和2年）に児童発達支援施設つくし園を伊南4市町村で共同設置しました。児童発達支援センターを中核な支援機能とする事業所において保育所等訪問支援等を活用し、保育所等との連携体制の構築を行います。

重症心身障害児を支援するため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を行います。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議は圏域を中心に行います。村に医療的ケア児コーディネーターを配置し、身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう保健、医療、障害福祉、保育、教育期間等の関係機関と更に連携を強化し、障がいのある子どもに対する支援の充実に努めます。

#### ② 発達障害者に対する支援

発達障がいの早期発見と一人ひとりにあった支援を切れ目なく行うことが必要です。子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示の仕方など具体的な養育スキルを獲得するためのプログラムを実施します。



#### 【概要版】

中川村障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行日：令和6（2024）年3月

発行：中川村

編集：中川村保健福祉課

住所：〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1

電話：0265-88-3001

中川村障害者計画 (2024年度～2029年度)

第7期障害福祉計画 (2024年度～2026年度)

第3期障害児福祉計画 (2024年度～2026年度)

中川村

概要版

## ■現状と課題

中川村では、今後もさらなる人口の減少、高齢化が見込まれます。障がい別の人数は大きく変動していませんが、精神障がい者通院（自立支援医療）の人数は増加傾向となっています。障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化が進行するとともに、その家族介護者の高齢化により、“親亡き後”の生活への不安が顕在化しています。多様化、複雑化する障がい者ニーズに的確に対応しながら、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進することが求められます。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、障がいのある人もない人も、一人ひとりの違いを認め合い、障がいに対する理解を深めることが必要です。

## ■基本理念

上位計画である「第1期中川村地域福祉計画」では、地域に暮らす誰にでも居場所と出番や役割があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指し「支え・支えられて皆が幸せに暮らせる“なかがわ”」を基本理念としています。これを踏まえ、本計画でも「第1期中川村地域福祉計画」の基本理念を踏襲します。

支え・支えられて皆が幸せに暮らせる

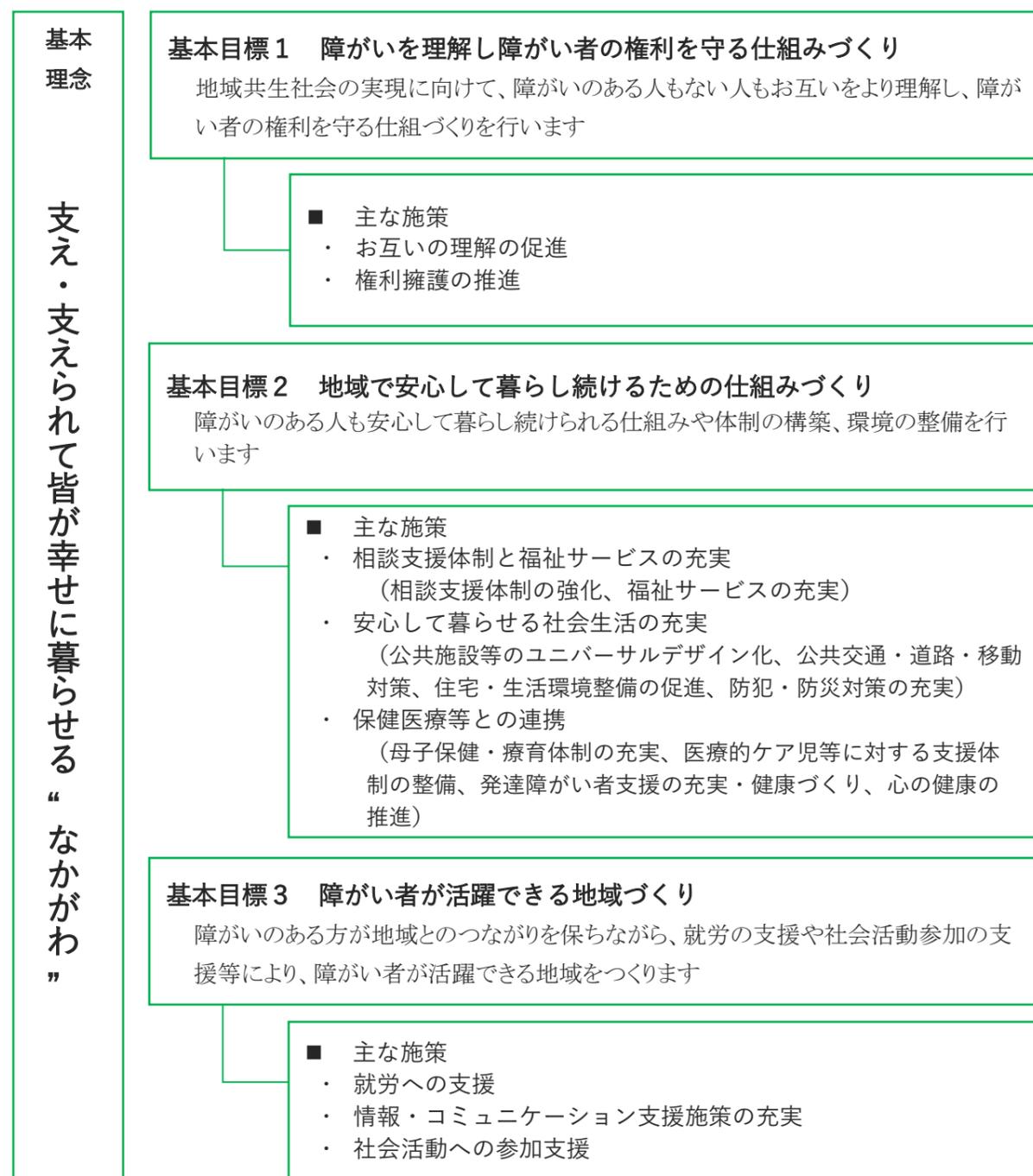
“なかがわ”

また、基本理念を実現するとともに、持続可能な計画となるよう取組みを行います。

## ■ 施策の体系

障害者計画は、障がい者施策に関する基本計画として、基本的方向と具体的な方策を定めます。基本理念の実現に向け、次の基本目標を掲げそれぞれの項目に沿った施策を展開していきます。

- 基本目標 1 障がいを理解し障がい者の権利を守る仕組みづくり
- 基本目標 2 地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくり
- 基本目標 3 障がい者が活躍できる地域づくり



## ■ 第7期障害福祉計画の内容

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保、障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めます。

### 成果目標

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

国が示した基本指針では福祉施設から地域生活への移行促進の目標として、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、5%以上の入所者数の減少を基準として示しています。現在入所している人の障がい特性や家庭事情等も踏まえ、適切な地域への移行を支援します。

#### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して生活できるよう、地域ケア会議の場で保健、医療、福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を推進し、重層的な連携による支援体制を強化します。

#### ③ 地域生活支援の充実

上伊那圏域において地域生活支援拠点の整備、運用、コーディネーターの配置、運用状況の検証・検討を行います。障害者支援施設を中心に受入れ施設の確保とグループホーム等も含め、引き続き地域生活拠点の機能の充実・強化、体制整備を進めます。また、強度行動障害を有する人に対し、支援ニーズを把握し、人材育成など支援体制を整備します。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行は少数ですが、利用者の希望、就労能力や適正にあった支援を行い一般就労への移行を進めます。障がいのある人を雇用する企業等に、障がい特性に合った対応方法や障がいに配慮した職場づくりなど情報提供をし、就労定着の支援をします。

#### ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

上伊那圏域において基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業者への指導、助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携を行います。上伊那圏域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じて、地域サービスの課題等を検討、改善を行います。

#### ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制

障害福祉サービス等に係る各種研修に参加し、サービスの向上に取り組みます。障害者自立支援審査支払等システムを活用し、審査結果を事業所と共有する体制を整備します。